



平成17年4月1日
薬食発第0401017号

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長

採血時の欧州滞在歴に関する問診の強化及び今後の献血の推進について

血液事業の推進については、日頃から格別の御高配を賜っているところである。

さて、国内において変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）の発生が確認されたことを受け、採血時の問診に当たっては、「採血時の欧州渡航歴に関する問診の強化について」（平成17年2月7日付け薬食発第0207007号貴職あて医薬食品局長通知）により、暫定的な措置として、1980年以降通算1か月以上の英国滞在歴を有する者からの採血を見合わせるよう対応をお願いしているところである。

今般、上記運営委員会の方針に沿った措置を実施した場合の献血確保量への影響等に関する調査結果を受け、去る3月31日に、血液事業部会運営委員会・安全技術調査会合同委員会において更なる検討を行ったところ、今後の献血の受入れについては、新たな安全性に関する情報が得られるまでの当分の間、予防的な措置を講じる観点から、別添（写）の記の1のとおりとすることとし、日本赤十字社に対し通知した。については、貴職におかれてもこの趣旨を御了知の上、関係者への周知について特段の御配慮をお願いする。

また、別添（写）の記の1の措置の実施により、血液製剤の供給が滞るおそれがあることから、厚生労働省としては、大臣を本部長とする献血推進本部を設置し、関係省庁、関係機関との連携の下、献血の確保、血液製剤の適正使用の一層の推進を図ることとしている。貴職におかれても、下記のとおり献血の推進及び血液製剤の適正使用の推進に必要な方策を積極的に行うようお願いするので、貴職を中心とする対策本部の設置、都道府県行動計画の策定などにより、その実施に遺漏なきを期されたい。実施に当たっては、別紙を参照しつつ、貴管内の日本赤十字社血液センター、医療機関及び市町村等関係方面との連携を密にさせていただき併せてお願いする。また、これらの実施状況については、今後報告を求めることがあり得るので御了知ありたい。

なお、これに伴い、「献血時の欧州渡航歴に関する問診の強化について」（平成13年

3月14日付け医薬血発第8号各都道府県衛生主管部（局）長あて厚生労働省医薬局血液対策課長通知及び平成13年11月16日医薬血発第63号各都道府県衛生主管部（局）長あて厚生労働省医薬局血液対策課長通知）及び「採血時の欧州滞在歴に関する問診の強化について」（平成15年6月9日付け医薬発第0609003号貴職あて厚生労働省医薬局長通知）及び「採血時の欧州渡航歴に関する問診の強化について」（平成17年2月7日付け薬食発0207007号貴職あて厚生労働省医薬食品局長通知）は廃止する。

記

1 健康な献血者の確保

（1）若年層を中心とした献血者の確保

- ①効果的なPR活動の実施
- ②高校生献血の推進
- ③献血参加を促すためのボランティア休暇の推進
- ④幼・小児期からの献血教育の推進

（2）献血者の効率的な確保

- ①集団献血の推進
- ②都道府県、市町村における献血推進協議会の設立・開催及び関係者に対する周知徹底
- ③日本赤十字社の献血推進活動に対する支援（献血会場の提供又はあっせん、検診医の確保等）

2 医療現場における血液製剤の適正使用等の推進

- ①関係団体を通じた適正使用に係る各種指針等の周知徹底（血液製剤の平均的使用量など他施設の使用状況も参考とすること）
- ②都道府県ごとの輸血療法合同委員会の設置・開催及び輸血療法に関する実態調査の実施
- ③医療監視等を通じた適正使用に係る各種指針等の活用の推進

Main table with columns for 'センター名', '血液型', '赤血球製剤(照射血含)', '適正在庫数', '実在庫数', '差', '保有率'. It lists data for various prefectures like Hokkaido, Tohoku, Kanto, etc., and includes summary rows for '全国ブロック別' and '全国血液型別'.



平成17年4月1日
薬食発第0401016号

日本赤十字社血液事業本部長 殿

厚生労働省医薬食品局長

採血時の欧州滞在歴に関する問診の強化及び今後の献血の推進について

血液事業の推進については、日頃から格別の御高配を賜っているところである。

さて、国内において変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）の発生が確認されたことを受け、採血時の問診に当たっては、「採血時の欧州渡航歴に関する問診の強化について」（平成17年2月7日付け薬食発第0207006号貴職あて医薬食品局長通知）により、暫定的な措置として、1980年以降通算1か月以上の英国滞在歴を有する者からの採血を見合わせるよう対応をお願いしているところである。その後、当該vCJD患者の欧州滞在歴等に関する調査結果が明らかになったことを踏まえ、薬事・食品衛生審議会血液事業部会運営委員会において、当分の間の暫定措置として、1日以上英国滞在歴を有する者等からの採血を見合わせることにする方針が示されたところである。

今般、上記運営委員会の方針に沿った措置を実施した場合の献血確保量への影響等に関する調査結果を受け、去る3月31日に、血液事業部会運営委員会・安全技術調査会合同委員会において更なる検討を行ったところ、今後の献血の受入れについては、新たな安全性に関する情報が得られるまでの当分の間、予防的な措置を講じる観点から下記1のとおりとすることとされた。

については、下記1の措置を可及的速やかに実施するとともに、貴管下各血液センターへの周知について特段の御配慮をお願いする。なお、採血に御協力いただいている方々に対し、当該措置の趣旨について十分理解されるよう配慮されたい。

また、下記1の措置の実施により、血液製剤の供給が滞るおそれがあることから、今後、下記2のとおり献血推進に必要な方策を積極的に行うようお願いする。これらの方策については、貴管下各血液センターと十分に連携を図り、その実施に遺漏なきを期すとともに、その実施状況について随時報告されたい。

なお、これに伴い、「献血時の欧州渡航歴に関する問診の強化について」（平成13年3月14日付け医薬血発第9号貴社事業局血液事業部長あて厚生労働省医薬局血液対策

課長通知及び平成13年11月16日医薬血発第62号貴社事業局血液事業部長あて厚生労働省医薬局血液対策課長通知)、「採血時の欧州滞在歴に関する問診の強化について」(平成15年6月9日付け医薬発第0609002号貴社社長あて厚生労働省医薬局長通知)及び「採血時の欧州渡航歴に関する問診の強化について」(平成17年2月7日付け薬食発0207006号貴職あて厚生労働省医薬食品局長通知)は廃止する。

記

- 1 今後の献血の受入れに当たっては、別表に掲げる欧州滞在歴を有する者からの採血を見合わせる事。

(別表)

| | | 滞在国内 | 通算滞在歴 | 滞在時期 |
|---|---|---|---|-----------------|
| A | ① | 英国、(フランス) ^(注2) | 1日以上 (1996年まで) 6か月以上 (1997年から) | 1980年～ 2004年 |
| | ② | アイルランド、イタリア、オランダ、スペイン、ドイツ、ベルギー、ポルトガル | 6か月以上 | |
| | ③ | スイス | 6か月以上 | 1980年～ |
| B | ① | オーストリア、ギリシャ、スウェーデン、デンマーク、フィンランド、ルクセンブルグ | 5年以上 | 1980年～ 2004年 |
| | ② | アイスランド、アルバニア、アンドラ、クロアチア、サンマリノ、スロバキア、スロベニア、セルビア・モンテネグロ、チェコ、バチカン、ハンガリー、ブルガリア、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア、マルタ、モナコ、ノルウェー、リヒテンシュタイン、ルーマニア | 5年以上 | 1980年～ |

(注1) Bに掲げる国の滞在歴を計算する際には、Aに掲げる国の滞在歴を加算するものとする。

(注2) フランス滞在歴を有する者については、今後の献血推進策の実施による在庫水準の変動状況を見つつ、慎重に本措置を実施することとし、当分の間は、本表に掲げる時期に通算6か月以上の滞在歴を有する者からの採血を見合わせる事とする。

2 上記1の措置により血液製剤の供給が滞ることのないよう以下の方策を実施すること。

- (1) 貴社血液事業本部における緊急対策本部（仮称）の設置
- (2) 厚生労働省等関係機関との連携による献血の呼びかけ強化及び受入れ体制の整備（受付時間の延長等）
- (3) 血液センター所長会の緊急開催及び各血液センターへの指導
- (4) 血液製剤の供給に支障を生じる可能性のある水準（在庫の危険水準）の設定及び当該水準に達した場合の対応に係る体制の整備
- (5) 血液センターごとに在庫状況の迅速な把握を行う体制の整備と在庫状況の関係者への情報提供
- (6) 血液センターごとに随時在庫不足予報を発出することができる体制の整備
- (7) 在庫不足時には、全国の血液センター間で血液製剤を融通し合う体制の整備
- (8) 医療機関に対する血液製剤の適正使用の要請



薬食血発第 0413001 号
平成 17 年 4 月 13 日

文部科学省高等教育局医学教育課長 殿

厚生労働省医薬食品局血液対策課長

採血時の欧州滞在歴に関する問診の強化及び血液製剤の適正使用の推進について

血液事業の推進については、日頃から格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、これまで、変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）感染の理論的リスクに鑑み、献血受入れ時の問診に当たって一定の条件に該当する外国滞在歴を有する者からの採血を見合わせることにし、日本赤十字社においてこの措置を実施してきたところですが、本年 2 月に国内において vCJD の発生が確認されたことを受け、今後の献血の受入れについては、別添（写）の記の 1 のとおりとすることとし、今般、日本赤十字社に対し通知しました。

今回の措置は、新たな安全性に関する情報が得られるまでの当分の間、予防的な措置を講じる観点から実施するものですが、これに伴い、国民の医療に必要な血液製剤の供給に支障を来すおそれがあります。

このため、厚生労働省では、大臣を本部長として献血推進本部を設置し、献血による血液の確保、血液製剤の適正使用等の対策の一層の推進を図ることとしました。

については、関係各方面に対して、所管する医療機関における血液製剤の適正使用に係る各種指針*等の活用（輸血部門の設置、同部門の責任医師の任命、血液製剤の平均的使用量など他施設の使用状況を参考とすることを含む。）、地域の日本赤十字社血液センターへの問診医としての協力をお願いしているところです。

貴職におかれても、こうした状況を御理解の上、御協力・御支援いただくとともに、医科大学、医学部における医学教育の中での血液製剤の適正使用に係る教育の充実についても特段の御配慮を賜りますよう、貴管下教育機関及び医療機関に対し周知方よろしくお願いいたします。

※ 血液製剤の使用指針、輸血療法の実施に関する指針（厚生省医薬食品局長通知、医薬発第 715 号、平成 11 年 6 月 10 日）、血小板製剤の使用基準（厚生省薬務局長通知、薬発第 638 号、平成 6 年 7 月 11 日）



薬食血発第 0418001 号

平成 17 年 4 月 18 日

厚生労働省医政局国立病院課長 殿

厚生労働省医薬食品局血液対策課長

献血の推進について（要請）

血液事業の推進については、日頃から格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、これまで、変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（ $vCJD$ ）感染の理論的リスクに鑑み、献血受入れ時の問診に当たって一定の条件に該当する外国滞在歴を有する者からの採血を見合わせることにし、日本赤十字社においてこの措置を実施してきたところですが、本年 2 月に国内において $vCJD$ の発生が確認されたことを受け、今後の献血の受入れについては、別添（写）の記の 1 のとおりとし、今般、日本赤十字社に対し通知しました。

今回の措置は、新たな安全性に関する情報が得られるまでの当分の間、予防的な措置を講じる観点から実施するものですが、これに伴い、国民の医療に必要な血液製剤の供給に支障を来すおそれがあります。

このため、今般、大臣を本部長として献血推進本部を設置し、献血による血液の確保、血液製剤の適正使用等の対策の一層の推進を図ることとしました。

については、貴職におかれましても、こうした状況を御理解の上、献血の推進に積極的に御協力いただくとともに、特に、地域の日本赤十字社血液センターへの問診医としての協力について格別の御配慮を賜りますよう、貴管下各国立高度専門医療センター及びハンセン病療養所に対し周知方よろしくお願いいたします。

薬食血発第 0418002 号
平成 17 年 4 月 18 日

独立行政法人国立病院機構理事長 殿

厚生労働省医薬食品局血液対策課長

献血の推進について（要請）

血液事業の推進については、日頃から格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、これまで、変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）感染の理論的リスクに鑑み、献血受入れ時の問診に当たって一定の条件に該当する外国滞在歴を有する者からの採血を見合わせることにし、日本赤十字社においてこの措置を実施してきたところですが、本年 2 月に国内において vCJD の発生が確認されたことを受け、今後の献血の受入れについては、別添（写）の記の 1 のとおりとし、今般、日本赤十字社に対し通知しました。

今回の措置は、新たな安全性に関する情報が得られるまでの当分の間、予防的な措置を講じる観点から実施するものですが、これに伴い、国民の医療に必要な血液製剤の供給に支障を来すおそれがあります。

このため、今般、大臣を本部長として献血推進本部を設置し、献血による血液の確保、血液製剤の適正使用等の対策の一層の推進を図ることとしました。

については、貴職におかれましても、こうした状況を御理解の上、献血の推進に積極的に御協力いただくとともに、特に、地域の日本赤十字社血液センターへの問診医としての協力について格別の御配慮を賜りますよう、貴管下病院に対し周知方よろしくお願いいたします。



薬食発第 0421003 号

平成 17 年 4 月 21 日

(社) 日本医師会会長
(社) 日本薬剤師会会長
(社) 日本看護協会会長
(社) 日本病院会会長
(社) 全日本病院協会会長
(社) 全国自治体病院協議会会長
(社) 日本病院薬剤師会会長
(社) 日本臨床衛生検査技師会会長

殿

厚生労働省医薬食品局長

採血時の欧州滞在歴に関する問診の強化及び血液製剤の適正使用の推進について

血液事業の推進については、日頃から格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、これまで、変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）感染の理論的リスクに鑑み、献血受入れ時の問診に当たって一定の条件に該当する外国滞在歴を有する者からの採血を見合わせることにし、日本赤十字社においてこの措置を実施してきたところですが、本年 2 月に国内において vCJD の発生が確認されたことを受け、今後の献血の受入れについては、別添（写）の記の 1 のとおりとし、今般、日本赤十字社に対し通知しました。

今回の措置は、新たな安全性に関する情報が得られるまでの当分の間、予防的な措置を講じる観点から実施するものですが、これに伴い、国民の医療に必要な血液製剤の供給に支障を来すおそれがあることが指摘されております。

このため、厚生労働省では、大臣を本部長として献血推進本部を設置し、献血による血液の確保、血液製剤の適正使用等の対策の一層の推進を図ることとしました。

については、貴職におかれても、こうした状況を御理解の上、下記について、特段の御配慮を賜りますよう、貴会会員に対し周知方よろしく願いいたします。

なお、下記の内容については、日本輸血学会等において問い合わせを受け付けますので、御不明の点は別紙連絡先へ照会いただきますよう、併せて周知願います。

記

- 1 輸血療法委員会の設置、定期的な開催、適正使用推進への取組（院内の輸血療法の現状把握、問題点の解析及び改革のための院内使用指針の策定、活用を含む。）
- 2 血液製剤の適正使用に係る各種指針等の活用（血液製剤の平均的使用量など他施設の使用状況を参考に使用量削減に取り組むことを含む。）
- 3 輸血部門の責任医師の配置、同部門による輸血関連業務の一元化

<照会先>

○高橋孝喜

東京大学医学部附属病院輸血部教授

(薬事・食品衛生審議会血液事業部会適正使用調査会座長、日本輸血学会総務幹事)

電話：03-3815-5411 (内線3516)

FAX：03-3816-2516

○高松純樹

名古屋大学医学部附属病院輸血部教授 (日本輸血学会会長)

電話：052-744-2653

FAX：052-744-2656

○半田 誠

慶應義塾大学医学部輸血・細胞療法部長 助教授

電話：03-3353-1211 (代表)

FAX：03-3353-9706

○大戸 斉

福島県立医科大学医学部附属病院輸血・移植免疫部教授

電話：024-547-1536

FAX：024-549-3126

○佐川公矯

久留米大学医学部附属病院副院長

臨床検査部 教授 部長

電話：0942-31-7650 (輸血部門)

FAX：0942-31-7731 (輸血部門)



薬食発第 0421004 号
平成 17 年 4 月 21 日

日本医学会会長
日本外科学会会長
日本心臓血管外科学会会長
日本消化器外科学会会長
日本胸部外科学会理事長
日本脳神経外科学会会長
日本整形外科学会会長
日本産婦人科学会会長
日本耳鼻咽喉科学会会長
日本泌尿器科学会会長
日本血液学会会長
日本救急医学会理事長
日本麻酔科学会会長
日本消化器病学会会長
日本癌治療学会会長
日本臨床腫瘍学会会長
日本小児外科学会会長

殿

厚生労働省医薬食品局長

採血時の欧州滞在歴に関する問診の強化及び血液製剤の適正使用の推進について

血液事業の推進については、日頃から格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、これまで、変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）感染の理論的リスクに鑑み、献血受入れ時の問診に当たって、一定の条件に該当する外国滞在歴を有する者からの採血を見合わせることにし、日本赤十字社においてこの措置を実施してきたところですが、本年 2 月、国内において vCJD の発生が確認されたことを受け、今後の献血の受入れについては、別添（写）の記の 1 のとおりとし、今般、日本赤十字社に対し通知しました。

今回の措置は、新たな安全性に関する情報が得られるまでの当分の間、予防的な措置を講じる観点から実施するものですが、これに伴い、国民の医療に必要な血液製剤の供

給に支障を来すおそれがあることが指摘されております。

このため、厚生労働省では、大臣を本部長として献血推進本部を設置し、献血による血液の確保、血液製剤の適正使用等の対策の一層の推進を図ることとしました。

ついては、貴職におかれても、こうした状況を御理解の上、下記について御配慮いただくとともに、貴会会員に対する周知方よろしくお願いいたします。

記

- 1 血液製剤の適正使用に係る各種指針等の活用（血液製剤の平均的使用量など他施設の使用状況を参考とすることを含む。）
- 2 貴学会におけるワーキンググループの設置、総会時のシンポジウムの開催、ホームページ・学会誌等への上記1に関する記事の掲載等血液製剤の適正使用に関する議論を促す場の確保



薬食血発第 0422002 号
保医発第 0422001 号
平成 17 年 4 月 22 日

地方社会保険事務局長 殿

厚生労働省医薬食品局血液対策課長
(公 印 省 略)

厚生労働省保険局医療課長
(公 印 省 略)

血液製剤の適正使用の推進について

血液事業の推進については、日頃から格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、これまで、変異型クロイツフェルト・ヤコブ病 (vCJD) 感染の理論的リスクにかんがみ、献血受入れ時の問診に当たって一定の条件に該当する外国滞在歴を有する者からの採血を見合わせることにし、日本赤十字社においてこの措置を実施してきたところですが、本年 2 月に国内において vCJD の発生が確認されたことを受け、今後の献血の受入れについては、別添 (写) の記の 1 のとおりとし、今般、日本赤十字社に対し通知しました。

今回の措置は、新たな安全性に関する情報が得られるまでの当分の間、予防的な措置を講じる観点から実施するものですが、これに伴い、国民の医療に必要な血液製剤の供給に支障を来すおそれがあることが指摘されております。

このため、厚生労働省では、大臣を本部長として献血推進本部を設置し、献血による血液の確保、血液製剤の適正使用等の対策の一層の推進を図ることとしました。

については、関係各方面に対して、所管する医療機関における血液製剤の適正使用に係る各種指針*等の活用 (輸血部門の設置、同部門の責任医師の任命、血液製剤の平均的使用量など他施設の使用状況を参考とすることを含む。)、地域の日本赤十字社血液センターへの問診医としての協力をお願いしているところです。

貴職におかれては、もとより医療保険に係る様々な機会（レセプト審査等）において種々の御努力を賜っているところですが、この度の事態の緊急性にかんがみ、改めて、血液製剤の適正使用に係る各種指針*等について御留意いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、本通知については、別途審査支払機関あて通知していることを申し添えます。

※ 血液製剤の使用指針、輸血療法の実施に関する指針（平成 11 年 6 月 10 日付け医薬発第 715 号厚生省医薬食品局長通知別添 1 及び別添 2）、血小板製剤の使用基準（平成 6 年 7 月 11 日付け薬発第 638 号厚生省薬務局長通知別添報告書）



薬食血発第 0422003 号
保医発第 0422002 号
平成 17 年 4 月 22 日

社会保険診療報酬支払基金理事長

社団法人 国民健康保険中央会会長

殿

厚生労働省医薬食品局血液対策課長

厚生労働省保険局医療課長

血液製剤の適正使用の推進について

血液事業の推進については、日頃から格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、これまで、変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）感染の理論的リスクにかんがみ、献血受入れ時の問診に当たって一定の条件に該当する外国滞在歴を有する者からの採血を見合わせることにし、日本赤十字社においてこの措置を実施してきたところですが、本年 2 月に国内において vCJD の発生が確認されたことを受け、今後の献血の受入れについては、別添（写）の記の 1 のとおりとし、今般、日本赤十字社に対し通知しました。

今回の措置は、新たな安全性に関する情報が得られるまでの当分の間、予防的な措置を講じる観点から実施するものですが、これに伴い、国民の医療に必要な血液製剤の供給に支障を来すおそれがあることが指摘されております。

このため、厚生労働省では、大臣を本部長として献血推進本部を設置し、献血による血液の確保、血液製剤の適正使用等の対策の一層の推進を図ることとしました。

については、関係各方面に対して、所管する医療機関における血液製剤の適正使用に係る各種指針*等の活用（輸血部門の設置、同部門の責任医師の任命、血液製剤の平均的使用量など他施設の使用状況を参考とすることを含む。）、地域の日本赤十字社血液センターへの問診医としての協力をお願いしているところです。

貴職におかれては、もとより医療保険に係る様々な機会（レセプト審査等）において種々の御努力を賜っているところですが、この度の事態の緊急性にかんがみ、改めて、血液製剤の適正使用に係る各種指針*等について御留意いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、本通知については、別途地方社会保険事務局長あて通知していることを申し添えます。

※ 血液製剤の使用指針、輸血療法の実施に関する指針（平成 11 年 6 月 10 日付け医薬発第 715 号厚生省医薬食品局長通知別添 1 及び別添 2）、血小板製剤の使用基準（平成 6 年 7 月 11 日付け薬発第 638 号厚生省薬務局長通知別添報告書）



事 務 連 絡
平成17年4月22日

各都道府県衛生主管部（局）
薬務主管課 御中

厚生労働省医薬食品局血液対策課

血液製剤の在庫量に係る警戒情報について

日頃より血液事業の推進に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、採血時の欧州滞在歴に関する問診の強化及び今後の献血の推進については、先般、平成17年4月1日付け薬食発第0401017号医薬食品局長通知により、各都道府県知事あてお願いをしたところです。

今後、各都道府県において、血液製剤の在庫が不足する事態が発生した場合、緊急事態対応として、日本赤十字社から、地域内の血液製剤の在庫量に係る警戒情報が発令され、献血の呼びかけ等を各地域の公共・民間の放送局に依頼することが想定されます。

については、貴課におかれましても、1日以上英国滞在歴を有する者からの採血を見合わせる措置の実施に先だち、各地域の血液センターと連携して、在庫量に係る警戒情報を常に把握できる体制を構築いただくとともに、各都道府県庁の記者会、各地域内の放送局に対して住民への警戒情報の提供及び献血の呼びかけ等について協力を要請いただきますようお願いいたします。

なお、在庫に係る警戒情報の提供等の危機管理に関する厚生労働省及び日本赤十字社の対応については、とりまとめ次第、各都道府県に提供する予定であることを申し添えます。



薬食血発第 0422001 号

平成 17 年 4 月 22 日

日本赤十字社血液事業本部長 殿

厚生労働省医薬食品局血液対策課長

今後の献血の推進及び血液製剤の在庫管理について（依頼）

血液事業の推進については、日頃から格別の御高配を賜っているところである。

国内での変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）の発生を受け、今後の献血の受入に当たっては「採血時の欧州滞在歴に関する問診の強化及び今後の献血の推進について」（平成 17 年 4 月 1 日付け薬食発第 0401016 号貴職あて厚生労働省医薬食品局長通知。以下「0401016 号通知」という。）に基づき、1 日以上英国滞在歴を有する者からの採血を見合わせる等の措置を取るべく、体制の整備を進めていただいているところであるが、当該措置の実施に伴い、献血者の本格的な減少が予想される。については、当該措置の影響をより正確に予測し、効果的に献血を推進するため、下記について御対応いただくようお願いする。また、その対応状況について資料を作成し、平成 17 年 4 月 25 日（月）までに当課あて報告ありたい。

記

- 1 「輸血医療の安全性確保のための総合対策」に掲げる措置のうち、献血の推進に資するものの早急な検討と実施（献血者に対する交通費の償還（例えば図書券の提供による方法）等）
- 2 0401016 号通知の記の 1 に掲げる措置の実施による献血者減少の影響調査
- 3 0401016 号通知の記の 2 に掲げる措置の実施状況の確認